

公益社団法人西部海難防止協会 専務理事 の選考経過及び任命理由

当協会の目的は、本会は、九州、沖縄及び山口県の沿岸及びその付近水域における海難の防止に関する事項の調査研究、周知宣伝その他海難防止に関し必要な事業を行い、もって海上交通の安全に寄与することであり、平成 25 年 4 月 1 日に公益社団法人として内閣府の認定を受けています。

そうした組織にあって、専務理事としての職務内容は、代表理事を補佐して業務執行理事として当協会の業務全般を処理していくことであり、専務理事としての職務内容は、その職務遂行のためには、組織の経営、財務、人事管理に関する十分な知識と能力はもとより、他機関との調整業務を遂行することができる能力や経験を有することが求められます。

また、海難の防止に関する事業を行うことから海事関係法令の知識はもとより船舶職員としての実務経験を有し、海上を熟知していること、更には、船舶航行安全に関する業務経験を有していることが不可欠となっています。

今回の専務理事の選考に当たっては、渡邊晃久氏について当協会に設置した役員候補者評価委員会による書類審査及び面接審査を行い専務理事として適任であるとの評価を受けたことから総会において同氏を理事に選任し、その後、理事の互選により専務理事に選任したところであります。

渡邊専務理事は、令和 5 年 3 月から当協会の上席研究員として豊富な知識・経験をもとに調査研究事業を的確に執行し、令和 5 年 6 月からは当協会常務理事として専務理事を補佐し、分担する業務を的確に処理してきました。

過去には、海上保安部長、管区海上保安本部長として組織運営の経験を有し、海上勤務としての乗船経験も有するとともに、港長として航行安全業務等に精通するなど、当会の専務理事に必要とされる能力、経験が十分に備わっており、かつ、管区海上保安本部長としての高い見識と海上交通の安全に寄与するという目的意識と意欲を併せ持っており、当協会の専務理事として相応しいと判断されました。